

令和7年12月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年12月5日（金） 午後1時30分から午後2時13分
- 2 開催場所 和水町三加和公民館 講堂
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（11名）。
会 長 3番 有働憲一
会長代理者 7番 吉永剛
委 員 1番 猪口琢真 2番 本山鉄雄 4番 荒木豊 5番 武田祐誠
6番 牛島宣雄 8番 古郷明子 9番 田島たまみ 10番 中山和之
11番 石口秀明
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである（0名）。
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（15名）。
西川 茂 上田憲一 前淵慎一郎 大久保徳幸 石原裕一 内田克昭 小池絵里
井島繁利 牛島竜一 中嶋 孝 上田岩雄 徳永博之 大塚寛治 福原栄司
柿原 健
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（2名）。
高木茂佳 池上洋一
- 7 日 程
1 開 会
2 会議成立宣言
3 会長挨拶
4 議事録署名委員の指名
5 議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について
報告第1号 中途解約通知書について
報告第2号 農地改良届について
6 その他
7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（3名）。
事務局長 中山 寛久
庶務係長 高木 慎一郎
会計年度任用職員 中嶋 康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（0名）。

事務局

1 開会

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めます。
まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。
「こんにちは。」ご着席ください。
それでは、ただ今から、令和7年12月和水町農業委員会総会を開会します。

2 会議成立宣言

本日は、農業委員11名中11名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条に規定する定足数に達しており、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

みなさん、改めまして「こんにちは。」
12月に入り、朝晩寒い日が続いています。
委員の皆さんには、先月まで農地パトロールに従事していただきありがとうございました。無事終了することができましたが、日頃行かないようなところに行ってください、いろいろ思われたことがあるのではないかと考えています。総会終了後に、感想などを話していただければと思います。
さて、12月はせわしく忙しい月だと思います。火災、交通事故に注意し、またインフルエンザも流行っているようです。健康にも十分注意されて、新しい年を迎えたいと思います。
本日は12月の総会です。審議の方もよろしくをお願いします。

事務局

有働会長、どうもありがとうございました。
会長には、「会議規則」第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。

議長 有働

4 議事録署名委員の指名

議事に入る前に、「会議規則」第13条第2項の規定により、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、8番古郷委員と9番田島委員にお願いします。
次に、注意事項を申し上げます。議事中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、ご意見やご質問があれば、挙手によりご発言いただきますよう併せてお願いします。
それでは、議事に入ります。

5 議事

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が6件提出されています。
当事者及び土地の所在地等については、議案書の1ページと2ページにてご確認ください。

- 所有権移転の受付番号 23 中林の譲渡人から中林の譲受人へ (売買)
所有権移転の受付番号 24 山鹿市の譲渡人から上板楠の譲受人へ (売買)
所有権移転の受付番号 25 津田の譲渡人から津田の譲受人へ (贈与)
所有権移転の受付番号 26 福岡市の譲渡人から内田の譲受人へ (売買)
所有権移転の受付番号 27 福岡県那珂川市の譲渡人から藤田の譲受人へ
(売買)
所有権移転の受付番号 28 瀬川の譲渡人から菊池市の譲受人へ (遺贈)

まず、受付番号 23 について説明します。

この案件の譲受人は農業をされている方で、今回取得される農地にて水稻を作付けされる予定となっております。取得される農地の隣接地にて水稻を作付けされており、許可要件に適合しております。

次に、受付番号 24 について説明します。

この案件の農地は 3 名の共有物件となっており、譲受人が水稻を作付けするため取得されます。取得される農地は自宅の隣接地であり、農業を既にされていることから、許可要件に適合しております。

次に、受付番号 25 について説明します。

この案件は、親子間での生前贈与となります。譲受人である息子は農業に従事している方で、農地も適切に管理されていることから、許可要件に適合しております。

次に、受付番号 26 について説明します。

この案件の譲受人は農業をされている方で、今回取得される農地では既に栗が植樹されています。今後は譲受人が管理されることとなり、許可要件にも適合しています。

次に、受付番号 27 について説明します。

この案件は、宅地を取得するにあたり、隣接地にある農地を取得される案件となります。小規模な農地ではありますが、家庭用菜園として、野菜等を作付けされるために取得されることから、許可相当と判断しております。

最後に、受付番号 28 について説明します。

この案件の譲渡人は既に死亡しており、遺言により譲渡人に遺贈することとなっている案件となります。遺言公正証書の正本にて、遺贈の確認を行っております。

また、譲受人は菊池市にお住いのため、作業委託にて、農地を今後管理されることとなります。

譲受人が相続人であれば、3 条の許可は必要ありませんが、相続人以外の者に対する特定遺贈は農地法第 3 条の許可が必要となりますので、今回申請を受理したところです。

議案第 1 号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

つづきまして、受付番号 23 について、現地確認をしていただいた 7 番吉永委員の報告をお願いします。

7 番吉永委員

受付番号 23 について、7 番吉永が報告します。

11 月 28 日、私と事務局員の 2 名で現地確認を行いました。

申請地は西吉地内の農地で、譲受人は申請地の隣接地にて、既に水稻を耕作されており、現状も荒れておらず、特に問題となるところはなく、許可相当であると思われま。

以上で現地確認の報告を終わります。

- 議長 有働 次に、受付番号24について、現地確認をしていただいた5番武田委員の報告をお願いします。
- 5番武田委員 受付番号24について、5番武田が報告します。
11月17日、私と井島推進委員、牛島推進委員、事務局員2名の計5名で現地確認を行いました。
申請地は上板楠地内の農地で、譲受人は農業に従事されており、今回取得される農地は自宅に隣接していることから作業効率も良く、特に問題となるところはなく、許可相当であると思われます。
以上で現地確認の報告を終わります。
- 議長 有働 次に、受付番号25について、現地確認をしていただいた上田岩雄推進委員の報告をお願いします。
- 上田推進委員 受付番号25について、推進委員の上田が報告します。
11月12日、私と牛島委員、事務局員2名の計4名で現地確認を行いました。
申請地は津田地内の農地で、譲受人の自宅近辺に点在しており、9筆ありましたがきちんと管理されていました。特に問題となるところはなく、許可相当であると思われます。
以上で現地確認の報告を終わります。
- 議長 有働 次に、受付番号26について、現地確認をしていただいた4番荒木委員の報告をお願いします。。
- 4番荒木委員 受付番号26について、4番荒木が報告します。
11月17日、私と小池推進委員、事務局員2名の計4名で現地確認を行いました。
申請地は内田地内の農地で、栗が植樹されていました。電柵もされており管理されている農地でした。
譲受人は農業に従事されており、今回の申請について、特に問題となるところはありませんでした。
以上で現地確認の報告を終わります。
- 議長 有働 次に、受付番号27について、現地確認をしていただいた1番猪口委員の報告をお願いします。
- 1番猪口委員 受付番号27について、1番猪口が報告します。
11月13日、私と西川推進委員、事務局員2名の計4名で現地確認を行いました。
申請地は藤田地内の農地でした。宅地とセットで取得される農地とのことで、自家用野菜を作付けされるとのことでした。申請内容に特に問題となるところはなく、許可相当であると判断いたしました。
以上で現地確認の報告を終わります。
- 議長 有働 次に、受付番号28について、現地確認をしていただいた西川推進委員の報告をお願いします。

西川推進委員

受付番号28について、推進委員の西川が報告します。

11月13日、私と猪口委員、事務局員2名の計4名で現地確認を行いました。申請地は瀬川地内の農地で、近隣は農地が広がっている状況でした。

農地は適切に管理されている状況で、今後は作業委託で管理されるということでした。申請内容に特に問題となるところはなく、許可相当であると判断しました。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第1号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第1号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」

農地法第4条の規定による農地の転用許可申請が1件提出されています。

申請人及び土地の所在地等については、議案書の3ページにてご確認ください。

申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

受付番号2 倉庫兼資材置場

申請地は岩地内の農地で、大工をされていた申請者の亡父が、建築資材倉庫などとして利用されていました。

転用目的は、申請人による倉庫兼資材置場となっています。

この案件は無断転用となっているため、始末書を添付しての追認案件となります。

「給排水計画」については、倉庫、資材置場のため、生活給排水や汚水は発生しません。雨水については自然浸透とします。

この転用に係る許可要件に照らした結果について説明します。

まず、「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地と判断しました。第2種農地は周辺の他の土地に立地できる場合は原則不許可となりますが、今回は「既存施設の拡張」に該当しますので、許可可能となります。既存施設の拡張は、拡張部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないことが判断のポイントとなります。

そのため今回は、農地法第4条第6項第2号の規定にされている「代替地の検討」

については該当しません。

次に「一般基準」について説明します。

「資金力及び信用力」、「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」、「計画面積の妥当性」については、既に転用済のため問題ないものと思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、日照、通風等、周辺農地等への影響はほとんどないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題はないと考えられます。議案第2号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

つづきまして、議案第2号受付番号2について、現地確認をしていただいた徳永推進委員の報告をお願いします。

徳永推進委員

議案第2号受付番号2について、推進委員の徳永が報告します。

11月28日、私と事務局員2名の計3名で現地確認を行いました。

申請地は岩地内の第2種農地で、既存施設の拡張ではありますが、無断転用となっており始末書が添付されていますので、そこはしっかりと反省していただき、今後は農地法等の法令を遵守してほしいと感じたところです。

しかしながら、当時申請していれば、既存施設の拡張として普通に許可が出た案件だと思われるので、許可相当として判断いたしました。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第2号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第2号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。賃貸借権設定の受付番号60及び使用貸借権設定の受付番号7の案件については、農業委員会の委員が関与される案件です。受付番号60及び7を除く、他の案件について先に審議します。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）について」

農用地利用集積等促進計画（案）について、賃貸借権設定の受付番号60及び使用貸借権設定の受付番号7を除き、新規の賃貸借権設定として受付番号59及び61の2件が提出されています。

この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案書4ページにてご確認ください。

農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「中間管理事業推進法」といいます。）」第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件となります。

意見後につきましては、同法第18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な促進計画書の作成を要請することになります。

農地中間管理機構を介しての賃貸借権設定であり、この案件の許可要件である「中間管理事業推進法」第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合しており、設定を受ける者は、同法同条同項第2号で定める「全部効率利用要件」及び「農作業常時従事要件」に適合しています。

議案第3号受付番号59、61の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。
議案第3号受付番号59、61について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第3号受付番号59、61について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
議案第3号受付番号59、61につきましては、原案のとおり承認することに決定しました。

つづきまして、議案第3号受付番号60を審議します。

この案件は、農業委員会の委員が関与される案件です。「会議規則」第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、本件に関与される関係委員の退室を求めます。

—— 関係委員退室 ——

議長 有働

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第3号受付番号60について説明します。
この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案書4ページにてご確認ください。

この案件につきましても、農地中間管理機構を介しての新規の賃貸借権設定となります。この案件の許可要件である「中間管理事業推進法」第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合しており、設定を受ける者は、同法同条同項第2号で定める「全部効率利用要件」及び「農作業常時従事要件」に適合しています。

		議案第3号受付番号60について、事務局からの説明は以上となります。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明がありました。 議案第3号受付番号60について、何か質問等はありませんか。
		—— 「異議なし」の声 ——
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第3号受付番号60について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。
		—— 全員挙手 ——
議長	有働	全員賛成です。 議案第3号受付番号60については、原案のとおり承認することに決定しました。 関係委員の入室を許可します。
		—— 関係委員入室 ——
議長	有働	次に、議案第3号受付番号7を審議します。 この案件も、農業委員会の委員が関与される案件です。「会議規則」第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、本件に関与される関係委員の退室を求めます。
		—— 関係委員退室 ——
議長	有働	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局		議案第3号受付番号7についてご説明いたします。 この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案書5ページにてご確認ください。 この案件につきましては、農地中間管理機構を介しての新規の使用貸借権設定となります。この案件の許可要件である「中間管理事業推進法」第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合しており、設定を受ける者は、同法同条同項第2号で定める「全部効率利用要件」及び「農作業常時従事要件」に適合しています。 議案第3号受付番号7について、事務局からの説明は以上となります。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明がありました。 議案第3号受付番号7について、何か質問等はありませんか。
		—— 「異議なし」の声 ——
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第3号受付番号7について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
議案第3号の受付番号7については、原案のとおり承認することに決定しました。
関係委員の入室を許可します。

—— 関係委員入室 ——

議長 有働

以上で、すべての議事は終了しましたので報告案件に移ります。
事務局からの報告をお願いします。

事務局

報告第1号「中途解約通知について」

農地の賃貸借権の中途解約が2件提出されています。
通知者及び土地の所在地等については、総会資料の6ページをご覧ください。
貸し手、借り手双方合意による解約となります。
次に報告第2号「土地改良届について」を報告します。

報告第2号「土地改良届について」

農地の土地改良届が2件提出されています。
申請人及び土地の所在地等については、総会資料の7ページをご覧ください。
まず、申請番号1については、申請農地の横に小川が流れており、水害にあっておりました。そのため、盛土を行い、河川からの浸水を防ぐことを目的として行われるものです。

次に、申請番号2につきましては、農地の地盤が脆弱なため、地盤強化のため、盛土を行い、農作業の作業効率化を図ることを目的としております。

以上で報告第1号、第2号の報告を終わります。

議長 有働

以上で、本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 「質問なし」 ——

議長 有働

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局

有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他

総会資料の8ページをご覧ください。
事務局からの事務連絡。

事務局からの連絡事項は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。
なければ、閉会に移ります。

7 閉会

ご起立をお願いします。
これもちまして、令和7年12月和水町農業委員会総会を閉会します。
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 有働 憲一

署名委員 8番 古郷 明子

署名委員 9番 田島 たまみ